

富山市除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市管理道路の除雪を行う企業等の除雪オペレーターの継続的な育成を支援するため、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市除雪オペレーター育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う年度の前年度に、市と除排雪に関する業務委託契約を締結した企業等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業を行う年度の4月1日から富山市道路除雪実施本部が開設される日の前日までの期間（以下、「除雪準備期間」という。）内に、除雪作業への従事を目的として、新たに除雪作業に従事する従業員（当該年度の4月1日時点で、満55歳以下の者に限る。以下「新規オペレーター」という。）に対し、補助対象者が負担した次に掲げる経費とする。

- (1) 新規オペレーターが、除雪準備期間中に大型特殊免許を取得する際に要した入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代及び検定料
- (2) 前号において、除雪準備期間中に大型特殊免許を取得する新規オペレーターが、除雪機械安全施工技術講習会に参加した際に要した受講料及びテキスト代

(補助金の補助率及び限度額)

第4条 補助金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を行う年度の4月1日から6月30日までの期間内に富山市除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 雇用契約書または社員証（写し）

- (2) 公的機関から発行され、生年月日が記載されているもの（写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、富山市除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しておくこと。
- (3) 新規オペレーターは、補助金の交付年度から市管理道路の除雪（大型特殊免許を必要とする作業に限る）に従事することとし、補助対象者は、市の求めに応じて、新規オペレーターの出勤状況を富山市へ報告すること。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業完了後、除雪準備期間内に、富山市除雪オペレーター育成支援事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証（写し）及び除雪機械安全施工技術講習会受講証（写し）
- (2) 大型特殊免許の取得日を証する書類（写し）
- (3) 大型特殊免許取得経費に係る領収書（写し）
- (4) 除雪機械安全施工技術講習会に係る領収書（写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、富山市除雪オペレーター育成支援事

業費補助金額確定通知書（様式４号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１０条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第１１条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (4) 第３条で定める補助対象経費について、他の助成金等の交付を受けたとき。
- (5) 新規オペレーターが大型特殊免許の取得に至らなかったとき。
- (6) 新規オペレーターが除雪機械安全施工技術講習会を受講しなかったとき。
- (7) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（補則）

第１２条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の額	限度額	備考
<p>第3条に定める補助金の交付対象となる経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>新規オペレーター1名につき、50,000円を限度とする。</p>	<p>補助金の交付は、対象となる新規オペレーター1名につき、1会計年度内に1回までとする。また、1企業等につき、1会計年度内に新規オペレーター1名までとする。</p>